

認定のための RST 基準

(1) 公式名称：

下記 (2) から (6) を満たす活動を行っている医療チームを

『呼吸ケアサポートチーム (Respiratory Care Support Team) (略称：RST)』

と呼称する

*ただし各施設での固有の名称は上記以外を用いても可

(呼吸管理チーム、呼吸サポートチームなど)

(2) RST の目的：

急性期から慢性・在宅まで連続的な呼吸ケアを実施することで、呼吸ケアの質の向上と標準化を図る

- ① 人工呼吸器装着患者の人工呼吸器離脱の促進、人工呼吸器装着期間の短縮を図る
- ② 呼吸ケアを必要とする患者の医療事故の予防を図る
- ③ 呼吸ケアの普及や啓蒙を図る
- ④ 呼吸ケアに必要な器材の導入を図る
- ⑤ 医療経済的な改善 (コストの軽減) を図る

(3) 組織的位置づけ：

活動の質の担保のため、施設長直下、もしくは院内の委員会または下部組織に位置づけられていること

(4) RST の対象：

集中治療室のみでなく、一般病床、療養型施設、在宅療養までの急性期から維持期にかけて幅広く対象とする

また、人工呼吸療法を受けている患者に限らず、酸素療法、気道管理や呼吸リハビリテーションなどの呼吸ケアを受けている患者も対象範囲とする

(5) RST を構成する職種の規定：

医師は必須とし、その他の職種 (看護師、臨床工学技士、リハビリ関連職種 (理学療法士もしくは作業療法士)、薬剤師など) のうち少なくとも 2 職種により構成する。

ここでのチーム構成は最低でも医師を含め 3 職種としているが、各施設の状況によりチーム医療が実践できるよう多くの職種による構成が望ましい。また RST を構成する者においては、呼吸療法に携わり、十分な知識と経験を有していることが望ましい。

(6) 活動内容の規定：

RST の対象に対して以下のような活動をしていること

① 診療活動として

1-1：定期的な回診(週 1 回以上)・症例検討会・カンファレンスが行われる

1-2：定期的に記録を記載している

(治療計画の記載、上記カンファレンスでの決定事項や回診での所見など。なお定期的な回診の実施は必須とせず、必要により実施している状況でも可とする)

1-3：診療やケアのコンサルトを随時受けている

② 各施設や各地域で標準化や啓蒙を目的にした勉強会（研修会）を実施している

③ 施設内で安全・標準化を目的とした手順書やマニュアル、プロトコールの作成と運用、定期的な見直しなどの作業をしている

(7) 活動実績：

RST として (6) に示したような昨年度 1 年間の活動実績があること（または最低 1 年以上の活動実績があること）